

概要版

ささえ愛 みよし21

第9期

みよし市高齢者福祉計画兼 介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度



令和6年3月

みよし市

1. 計画の基本理念

基本理念

みんなで作る 笑顔の日々

今後の高齢者福祉を考えていく上では、高齢者をめぐるさまざまな問題に対して地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作り、また、個人や世帯の抱える複合的課題などに対して、行政や地域が一体となって「丸ごと」支援していくための体制づくりが必要となります。

自分でできることは自分で行う「自助」だけでなく、互いに助け合えることは助け合う「互助」、その上で公的なサービス（共助、公助）を利用しながら、みんなで地域包括ケアシステム（※1）をつくり上げ、住み慣れた地域で健やかに安心して、笑顔あふれる日常生活を送れることを目指し、「みんなで作る 笑顔の日々」を基本理念としました。高齢者同士の交流に加えて、家族や世代を超えて社会とのふれあいや生きがいを持つことで、高齢者の生活の質の向上を目指し、加えて、今後も進展すると予想される高齢化に備え、中長期的な視点を持ちながら、地域包括ケアシステムの深化を推進し、地域共生社会（※2）の実現を目指します。

※1 「地域包括ケアシステム」とは、重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制のことです。

※2 「地域共生社会」とは、制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会のことです。

2. 計画の基本目標

基本理念として掲げた、「みんなで作る 笑顔の日々」を目指し、本市が取り組む分野別施策の柱として、次の3つの基本目標を定め、それぞれに基本項目および重点取組、具体的な取り組みを掲げます。

基本目標 1 安心して生きがいを持って暮らせる体制づくり

基本目標 2 福祉・医療・介護の連携と介護予防の充実

基本目標 3 介護保険サービスの安定と充実

3. 計画の体系

基本理念	基本目標	基本項目	具体的な取り組み
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">みんなであつくる笑顔の日々</p>	<p>1</p> <p>安心して生きがいを持って暮らせる体制づくり</p>	1-1 在宅福祉サービスの充実 	①見守り体制の充実 ②自立生活への支援
		1-2 社会参加を通じた高齢者の生きがいづくりや就労支援などの促進 	①地域で活躍する機会の提供 ②高齢者の就労支援
		1-3 高齢者の権利擁護と虐待防止の推進 	①権利擁護事業
		1-4 安心かつ快適に暮らせる環境の整備  	①住まいに対する支援 ②防災対策の充実 ③防犯対策の充実 ④移動支援の充実
	<p>2</p> <p>福祉・医療・介護の連携と介護予防の充実</p>	2-1【重点取組1】 地域共生社会実現に向けた地域包括ケアシステムの深化 	①相談支援体制の充実
		2-2【重点取組2】 認知症施策の推進 	①認知症施策の総合的な推進 ②行方不明高齢者への支援
		2-3【重点取組3】 在宅医療と介護連携の推進  	①在宅医療・介護連携推進事業
		2-4 生活支援サービスの充実 	①総合支援事業の充実 ②生活支援体制の充実
		2-5【重点取組4】 高齢者の健康づくりと介護予防施策の充実  	①通いの場の充実
	<p>3</p> <p>介護保険サービスの安定と充実</p>	3-1 介護保険制度の適切な運営 	①介護保険サービスの質の向上 ②円滑な介護サービスの提供体制の確保
		3-2【重点取組5】 介護人材の確保および育成 	①介護人材育成支援事業 ②介護従事者への研修の実施

4. 計画の重点取組

重点取組 1 地域共生社会実現に向けた地域包括ケアシステムの深化



地域包括ケアシステムの深化を進めるため、重層的支援体制整備事業として、コミュニティソーシャルワーカーを新たに配置して相談支援体制の強化や、みなよし地域包括支援センターの運営の見直しを行い地域共生社会の実現を図ります。

重点取組項目

①重層的支援体制整備事業モデル事業の実施

地域包括支援センター、障がい者相談支援専門員、コミュニティソーシャルワーカーが協働して、8050問題やダブルケアなどの複合的な課題を抱えるケースに対応できる体制を整備

②みなよし地域包括支援センターの民営化

現在直営で運営しているみなよし地域包括支援センターの運営を民間法人へ委託し、4センターを支援する基幹的機能をふくしの窓口に配置

重点取組 2 認知症施策の推進



認知症基本法の理念に基づき、理解促進や本人支援に取り組んでいきます。



重点取組項目

①当事者の声を施策に反映させる仕組みづくり

認知症当事者の声を聴く機会として「本人ミーティング」を企画

重点取組 3 在宅医療と介護連携の推進



在宅医療・介護の一体的な提供や医療・介護連携に関わる関係者間の情報共有の仕組みづくりなど、在宅生活を支える医療・介護の提供体制の充実に取り組みます。

重点取組項目

①市内全域を担当する在宅医療介護連携担当者の配置

みよし市民病院に在宅医療介護連携担当者を配置し、日常生活圏域ごとに配置した連携推進員と連携

②みよし市版エンディングノートを活用した人生会議の普及

市民が望む医療や介護について前もって考え、家族や医療・介護スタッフと繰り返し話し合い共有する取り組みである人生会議の普及

重点取組

4 高齢者の健康づくりと介護予防施策の充実



高齢者の健康を維持するためには、病気を防ぐこと（健康づくり）とともに体力低下を防ぐこと（介護予防）が必要であり、これらを一体的に実施し、高齢者一人一人の状況に応じて、効果的、効率的にきめ細かな支援を行います。

重点取組項目

① 通いの場の充実

通いの場全体の参加者の状況や通いの場ごとの状況、通いの場に参加する人とそうでない人の比較など、データ分析により、的確な通いの場の支援

重点取組

5 介護人材の確保および育成



介護事業所などの人材確保ができる環境を整え、介護従事者などへの研修体制整備を進めることにより、引き続き介護職員の質の向上を図ります。また、中長期的なニーズ予測に基づき、人材確保のための取組を推進します。

重点取組項目

① 介護人材育成等支援事業

介護事業所が従業員の人材育成のために研修費用や資格取得費用の助成を行う費用を対象経費として補助。人材募集に要する費用の一部補助も継続

② 介護従事者などへの研修体制の構築

本市が企画する研修やケア会議、地域包括支援センターが行う包括的・継続的ケアマネジメント支援事業による研修や事例検討などを通じて、介護従事者の資質向上支援

③ 介護支援専門員の確保

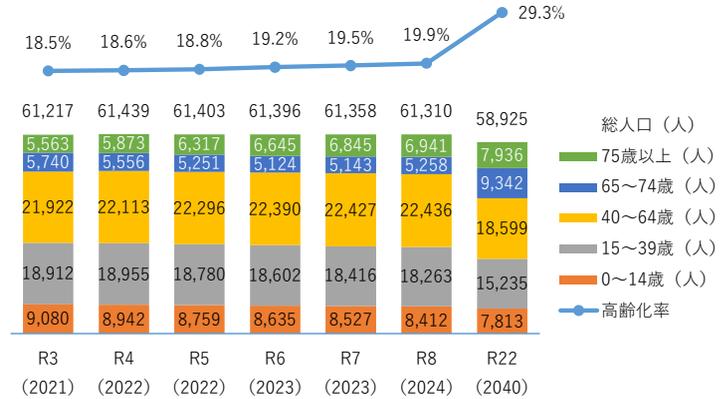
深刻な介護支援専門員不足の解消を目的に、市内に居宅介護支援事業所を新設しやすい環境の整備



5. 高齢者と要介護等認定者の状況

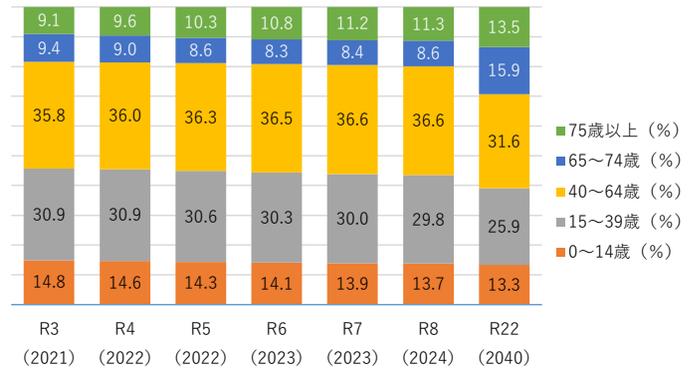
● 年齢別人口の推移と将来推計

本市の総人口は令和8(2026)年までほぼ横ばいで推移する一方、高齢者人口(65歳以上人口)の増加が見込まれ、うち75歳以上人口は令和3(2021)年の5,563人が令和8年には6,941人に増加する見通しです。高齢化率は増加傾向が続き、令和3(2021)年の18.5%が令和8(2026)年には19.9%になる見通しです。令和22(2040)年には総人口は58,925人、高齢化率は29.3%と推計されます。



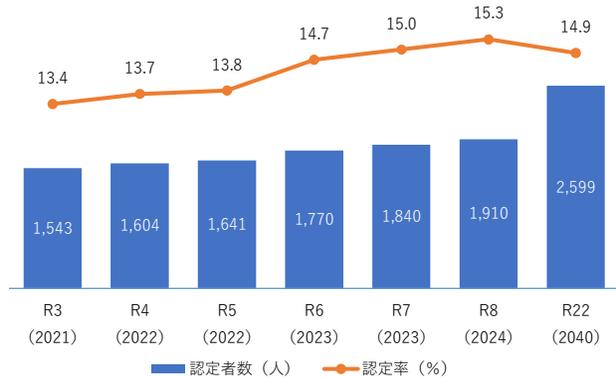
● 年齢別人口割合の推移と将来推計

年齢別人口のうち、75歳以上人口の割合は今後も増加する見通しです。65~74歳人口の割合は増減を繰り返しながら推移したあと、団塊ジュニア世代が高齢者になる令和22年には15.9%に増加する見通しです。生産年齢人口(15~64歳人口)は令和3(2021)年から令和22(2040)年にかけて約9ポイント減少すると推計されます。



● 第1号被保険者の要介護等認定者数の推移と将来推計

第1号被保険者の要介護等認定者数および認定率は増加し続けており、令和8(2026)年には1,910人、15.3%になると見込まれます。後期高齢者の増加に伴い、令和22(2040)年には要介護等認定者数は2,599人に増加する一方、前期高齢者も急増するため認定率は14.9%に下がる見通しです。



(出典) 人口：令和3年～令和4年は市の住民基本台帳（各年10月1日時点）、令和5年以降は推計値
認定者数：令和3年～令和4年は長寿介護課（各年9月末日現在）、令和5年以降は推計値

6. 介護給付費などの見込み

総給付費（一定以上所得者負担の調整後）に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、国民健康保険団体連合会への審査支払手数料を加えた標準給付費見込額、地域支援事業費を加えた総事業費の見込みは、以下のとおりです。

令和6（2024）年度の標準給付費見込額は約27億6千万円、令和8（2026）年度では約29億6千万円になると見込んでいます。

また、令和6（2024）年度の地域支援事業費見込額は約3億1千万円、令和8（2026）年度では約4億1千万円になると見込んでいます。

● 1年ごとの事業費総額の見込み

単位：千円

	R 6年度 (2024)	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)
標準給付費見込額	2,763,484	2,860,243	2,958,013
総給付費	2,647,135	2,739,130	2,832,334
介護給付費	2,558,051	2,647,379	2,737,952
介護予防給付費	89,084	91,751	94,382
特定入所者介護サービス費等給付額	51,374	53,460	55,482
高額介護サービス費等給付額	56,179	58,471	60,682
高額医療合算介護サービス費等給付額	7,265	7,584	7,859
審査支払手数料	1,531	1,598	1,656
地域支援事業費	313,135	352,944	412,096
介護予防・日常生活支援総合事業費	112,043	127,465	149,656
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営) および任意事業費	139,447	156,357	181,988
包括的支援事業(社会保障充実分)	61,646	69,121	80,452
事業費見込額	3,076,619	3,213,187	3,370,109

※端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

7. 第1号被保険者の介護保険料

第1号被保険者（65歳以上の方）の第9期の介護保険料基準額は、4,900円（年額58,800円）です。
なお、保険料の所得段階は、以下の13段階に設定しました。

単位：円

所得段階	所得段階の条件	割合	年間保険料 (下段月額)
第1段階	生活保護を受給している人、または世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人、または世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.345 (0.175)	10,284円 (857円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.50 (0.30)	17,640円 (1,470円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額 ×0.505 (0.50)	29,400円 (2,450円)
第4段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.80	47,040円 (3,920円)
第5段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額 ×1.00	58,800円 (4,900円)
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	70,560円 (5,880円)
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.30	76,440円 (6,370円)
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.50	88,200円 (7,350円)
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.70	99,960円 (8,330円)
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.90	111,720円 (9,310円)
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.10	123,480円 (10,290円)
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.30	135,240円 (11,270円)
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人	基準額 ×2.40	141,120円 (11,760円)

※第1～3段階の保険料率については、公費による軽減措置を実施し、()内の率となります。

ささえ愛 みよし 21 第9期みよし市高齢者福祉計画兼介護保険事業計画 概要版

発行年月 令和6年3月 発行・編集 みよし市福祉部長寿介護課

住所 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地

TEL 0561-32-8009(直通) FAX 0561-34-3388